

『石綿作業の業務』に係わる特別教育※のご案内

※調査者の講習とは別になります

労働安全衛生法（安衛法第59条第3項、安衛則第36条）により

『石綿使用建築物等の解体等の業務』に労働者を就かせる時は、

当該業務に関する安全又は衛生の特別の教育が義務付けられています。

当講習センターでは、『石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業の業務』に係わる

特別の教育を下記のとおり開催致しますのでご案内致します。

ご希望に○印及び書き申し込み欄に記入	
<input type="checkbox"/>	令和6年10月25日(金)
<input type="checkbox"/>	令和6年11月22日(金)
<input type="checkbox"/>	令和6年12月20日(金)
<input type="checkbox"/>	令和7年1月17日(金)
<input type="checkbox"/>	令和7年2月21日(金)

受講時間 4時間30分
受講料 10,000円(税込)
地区 富山県高岡市
会場 富山県高岡文化ホール
富山県高岡市中川園町13-1

学科のみの講習です。試験はございません。
受講時にインボイス番号記載の領収証を交付致します。

お申込み方法

① 上記日程に○印の上、申込書に記入

② 受講料振込※

振込先： 第四北越銀行 亀田駅前支店 普1383878 (株)東新重工亀田講習センター

※専用の振込用紙などはありませんので、ATM、銀行窓口等よりお振込下さい。(ネットバンキングの場合は画面を印刷)

※振込手数料はおお客様ご負担です※複数お申込みの場合はまとめてお振込みいただけます※振込先にご注意下さい。

③ 申込書と受講料振込票（ATMの控えなど）と一緒にご郵送下さい。

先にファックスいただきますと、仮受付いたします。

電話での受付は致しておりません。申込書の先着順になります。

なお「申込書を先に郵送していただき、講習日までにお振込（5日前まで）」でも受付致します。

その場合振込票の写しはFAXいただくか、お振込完了のお電話をお願い致します。

※講習日1週間前になりましたら受講票をFAX又は郵送させていただきます。

※修了証は講習修了時に交付致します。(記載に誤りなどがあつた場合は、改めて郵送となります。)

受講申込書（石綿作業従事者 特別教育） ※建築石綿調査者の申込書ではありません

受講者 (必須)	ふりがな		生年	S	H	西暦
	氏名 (必須)		月日 (必須)	.	.	.
	郵便番号 任所 (必須)	<input type="text"/>	連絡先 (-	-)
事業者 ※	郵便番号	<input type="text"/>	※個人で申込の場合は、記入不要です			
	事業所 住所 事業所名					
	TEL	-	-	建設事業者 の為に人材 開発支援助 成金を <input type="checkbox"/> 申請する		
FAX		←こちらに受講票をFAX致します（記載ない場合は御郵送）				

※助成金申請するに✓していただいた事業所様には、受講時に受講証明などをお渡し致します。